

令和7 (2025) 年度第5回 資料小展示 (8/1~28)

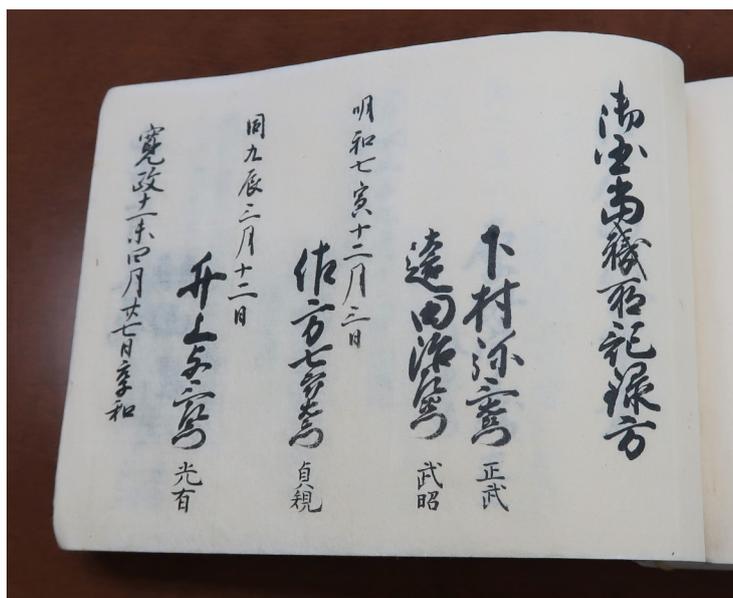
藩の文書記録を管理する (2)

～萩藩士下村弥三右衛門の仕事～



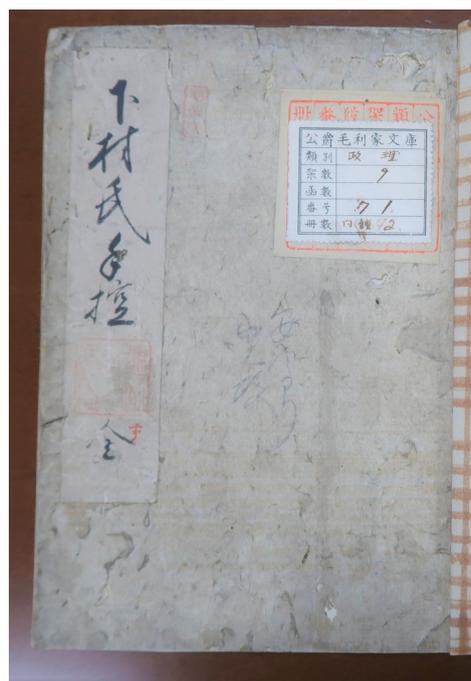
「明和目録」

*下村が作成した当職所文書の目録。明和5年(1768)6月完成。



「役人帳 六」

*当職所記録方の初代役人下村弥三右衛門



「下村弥三右衛門手控」

*下村の著作。代官就任時における文書記録の作成、保存に関して記述がある。

👉 萩藩士下村弥三右衛門とは

萩藩士下村弥三右衛門(1728~96 享年69)は、7代藩主毛利重就から8代治親の時代に主に活躍しました。明和5~安永6年(1768~77)に撫育方(重就創設の藩主の別途会計)の初代頭人を務め、そののち天明3年(1783)まで所帯方(財政担当)として当職らとともに藩財政再建に取り組むなど、財政関係の仕事に携わったことで有名です。遠近方や先大津代官なども務めています。当初の身分は無給通でしたが、安永6年に大組に取り立てられています(禄高3人扶持37石余)。

👉 当職所記録方の初代役人

撫育方就任以前の明和4年閏9月、下村は「当職所記録方」に任命されています(40歳)。当職所は、藩内の民政・財政を統括する重職「当職」に付属した役所です。その業務は多岐にわたり、膨大な文書を保存していました。このため文書管理を担当する専属の役人「当職所記録方」が置かれたのです。下村はその初代役人でした。彼の業績に「明和目録」の作成があります。宝永頃(1700年代初め)から明和4年までの当職所保存文書を整理、目録化したもので、その奥書から下村が明和5年6月に完成させたことがわかります。

👉 「下村弥三右衛門手控」

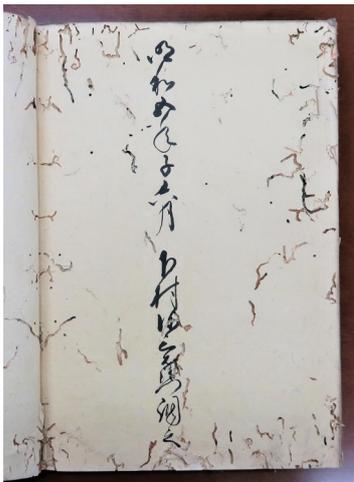
下村の著作に「下村弥三右衛門手控」があります。その中に代官就任時の心得を記した箇条があり、文書記録の作成と保存の重要性について触れています。

①部下の筆者役や算用方に命じて、各所とやり取りした文書を写した記録(「控」)を作成しておくべき、②藩の最終監査終了までは何が起こるかわからないので文書記録は15年以内に廃棄してはいけない、③山をめぐる争論が解決したら当事者間で(解決内容を記した)文書を取り交わし、代官所でもその文書を保存しておくべき、としています。そして、④現在のははっきりしている内容でも、時が過ぎると疑問が生じ、(その結果)前任者のことを悪く言うのが現在の風潮だとも述べています。それゆえ、自分の仕事の正しさを証明するためにも文書記録はきちんと作成、保存しておくべきだ、という意味なのでしょう。藩政期における藩役人の文書保存意識を伝える興味深い内容です。「当職所記録方」の経験がある下村であったがゆえに、こうした文書保存意識を強くもったのではないのでしょうか。

1 明和目録 (11冊) 明和5年(1768)／毛利家文庫・54目次92

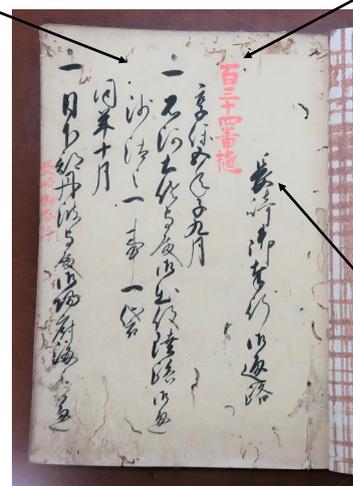
当職所では膨大な保存文書を管理するため、享保17年(1732)以降、継続的に文書整理を行い文書目録を作成しています。「明和目録」もそのひとつです。この目録には宝永頃(1700年代初)から明和4年(1767)までの文書が収録されています。文書は21の主題別に分類され「櫃」に納めて管理されていました。目録奥書に「明和五年子六月 下村弥三右衛門調之」とあり、下村がこの目録作成を担当したことがわかります。

明和五年子六月 下村弥三右衛門調之



○目録奥書

文書の内容、年代



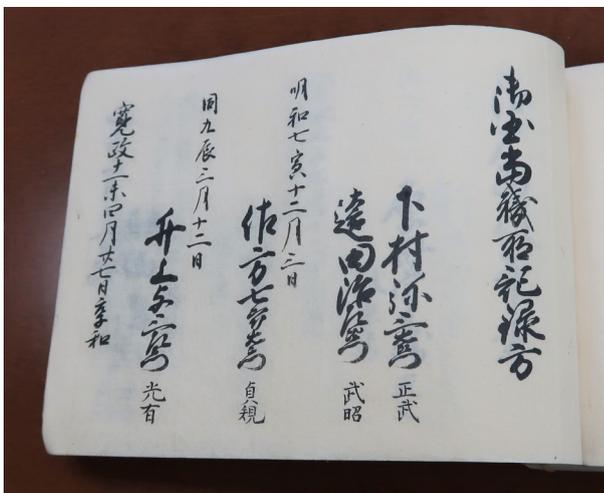
文書を納めた櫃番号

分類主題

○目録の記載内容

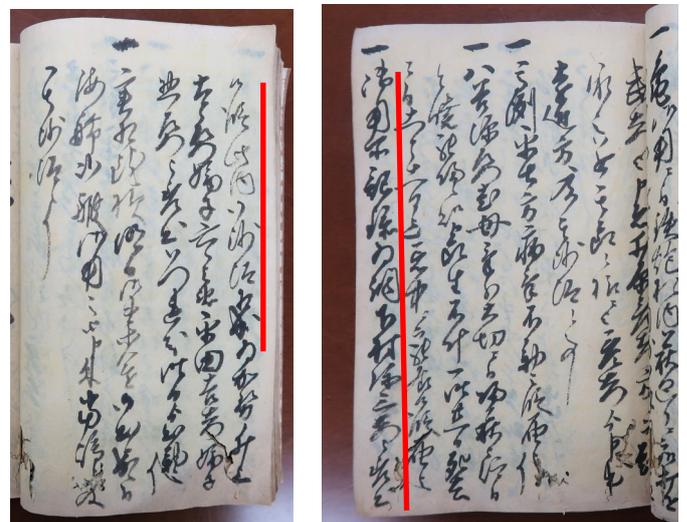
3 役人帳にみえる下村弥三右衛門 同・10諸役55

萩藩各役職の歴代役人を書き上げた「役人帳」の中に「当職所記録方」の項もあり、その最初の役人として「下村弥三右衛門正武」の名前が記されています。「当職所日記」によれば、下村は明和4年閏9月23日に「当職所記録方」に就任したようです。



「役人帳」

「当職所記録方」の最初にみえる「下村弥三右衛門正武」の名前

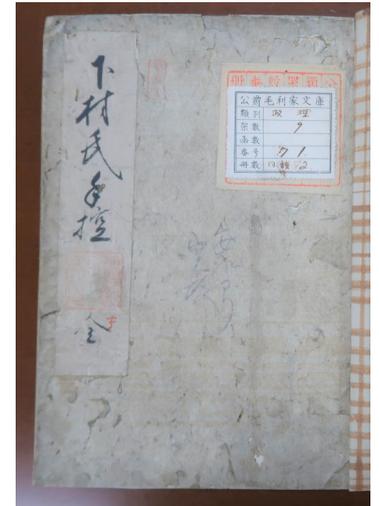
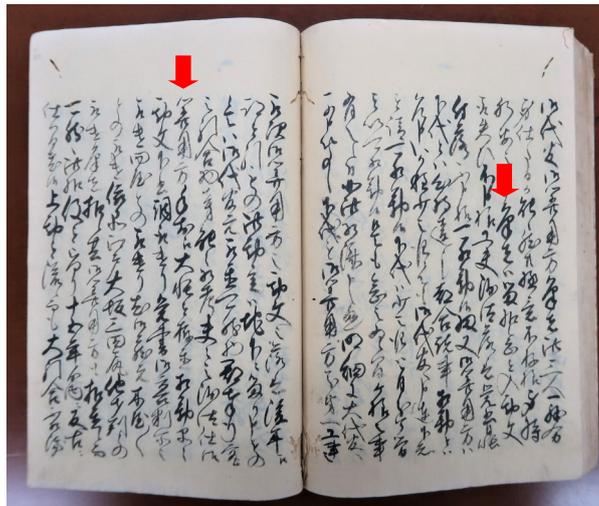
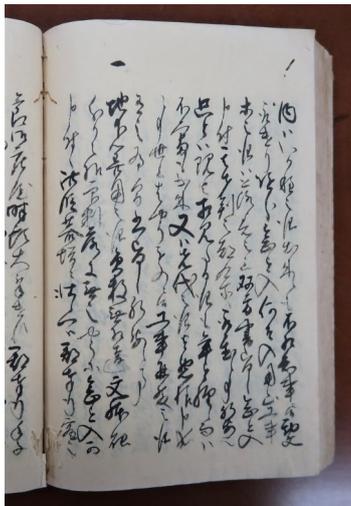


「当職所日記」明和4年閏9月23日条

「御用所記録為調、下村弥三右衛門被差出候段、此内御沙汰相成」との記述がみえる

2 下村弥三右衛門手控 18C後期カ／同・政理71 (2の1)

撫育方、所帯方、代官などを歴任した下村は、藩の農政、財政制度の要点などをまとめた「下村弥三右衛門手控」を著しています。その中に代官就任時の心得を記した箇条（御代官心得所務取方之事）があり、就任期間中における記録の作成と保存の重要性について触れています。このような記述をわざわざ書き入れたのも、当職所記録方を経験した下村ならではのでしょう。当時の藩役人の文書保存意識を知る貴重な史料です。



〔註〕
 筆者／代官下僚。書記担当の役人。
 留控／文書を書き写した冊子の記録。「留帳」「控帳」。
 勘文／文書あるいは帳簿類。
 御算用方／代官下僚。米銀の算用関係業務を担当。宰判によつては代官の補佐役の役割を担う場合もあり。
 取遣／やり取り、の意。
 裏判所／当職を補佐し、米銀請払の検証を担う裏判役に付属する役所。
 問屋／郡問屋。萩と各宰判間の米銀、文書等の送付業務担う萩町人。
 御蔵元木屋／萩城三の丸にある御蔵元各役所。
 上勤／毎年作成される米銀の算用帳簿に対する検査。上勤所が担当。
 大引合／上勤後一〇数年後に実施される大規模な最終監査。
 山工事／「山公事」、山をめぐる争論。山論。
 書替／争論解決後、当事者間で相互に交わされる証文。
 才判之都合所／各宰判代官所において重要文書を保存するしかるべき場所。

◆「御代官心得所務取方之事」の箇条

（略）筆者ハ留控念を入、勘文
 取失ひ不申様工夫、沙汰落着覚書・日帳
 付落不申様可相動候（略）

（略）御

- * 算用方手前江大帳を拵置、相勤品々
- * 勘文下書調取遣り覚書、御裏判所之
- * 取遣、問屋との取遣り、尤御蔵元木屋との取遣、依品江戸・大坂・三田尻他才判との取遣、筆者控候共、御算用方も控置候而
- 可然候、**此控、役を替り十五年方内二反古三**
- 仕間敷候、上勤を流候而も大引合不相濟**
-（次頁）.....
- 内ハ、いか程之儀出来候も不相知事二候、勘文**
- 取遣り随分念を入、何そ入用、山工事
- 等之儀ハ落着之上、双方書替し念を入
- 申付、其才判之都合所へ取置候事肝要也、
- 只今ハ現と相見たる儀も、年を経候而ハ**
- 不審も出来、又ハ先代之儀を悪様申成**
- 候事、世上はやりもの二候、工事再発之儀**
- 有之為候間、書替し肝要候事